

3 健康診断制度コース内訳

① 制度規定年月日・種類 (該当する番号を○で囲む)		年 月 日	1 労働協約	2 就業規則		
対象労働者	②	氏名・生年月日	雇用保険被保険者番号	実施年月日	実施した健康診断の種類 (該当する番号を○で囲む)	
		年 月 日		年 月 日	1 雇入時健康診断 2 定期健康診断 3 人間ドック	
		【雇入時健康診断、定期健康診断を実施した場合】(受診項目を○)		【人間ドックを実施した場合】(受診項目を○)		
		1 既往歴および業務歴調査 2 自覚症状および他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査 4 胸部X線検査および喀痰検査 (喀痰検査は定期健康診断のみ) 5 血圧の測定 6 貧血検査 7 肝機能検査 8 血中糖質検査 9 血糖検査 10 尿検査 11 心電図検査		1 基本健康診断 2 胃がん検診 3 子宮がん検診 4 肺がん検診 5 乳がん検診 6 大腸がん検診 7 歯周疾患検診 8 骨粗鬆症検診		
	本人確認	上記のとおり実施した健康診断について、当該健康診断に要した費用の全額(雇入時健康診断、定期健康診断)または半額以上(人間ドック)を事業主が負担しました。また、労働局が当該健康診断を実施した機関に対して、実施の確認をすることについても同意します。 令和 年 月 日 (本人氏名)				
	③	氏名・生年月日	雇用保険被保険者番号	実施年月日	実施した健康診断の種類 (該当する番号を○で囲む)	
		年 月 日		年 月 日	1 雇入時健康診断 2 定期健康診断 3 人間ドック	
		【雇入時健康診断、定期健康診断を実施した場合】(受診項目を○)		【人間ドックを実施した場合】(受診項目を○)		
		1 既往歴および業務歴調査 2 自覚症状および他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査 4 胸部X線検査および喀痰検査 (喀痰検査は定期健康診断のみ) 5 血圧の測定 6 貧血検査 7 肝機能検査 8 血中糖質検査 9 血糖検査 10 尿検査 11 心電図検査		1 基本健康診断 2 胃がん検診 3 子宮がん検診 4 肺がん検診 5 乳がん検診 6 大腸がん検診 7 歯周疾患検診 8 骨粗鬆症検診		
	本人確認	上記のとおり実施した健康診断について、当該健康診断に要した費用の全額(雇入時健康診断、定期健康診断)または半額以上(人間ドック)を事業主が負担しました。また、労働局が当該健康診断を実施した機関に対して、実施の確認をすることについても同意します。 令和 年 月 日 (本人氏名)				
	④	氏名・生年月日	雇用保険被保険者番号	実施年月日	実施した健康診断の種類 (該当する番号を○で囲む)	
		年 月 日		年 月 日	1 雇入時健康診断 2 定期健康診断 3 人間ドック	
		【雇入時健康診断、定期健康診断を実施した場合】(受診項目を○)		【人間ドックを実施した場合】(受診項目を○)		
		1 既往歴および業務歴調査 2 自覚症状および他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査 4 胸部X線検査および喀痰検査 (喀痰検査は定期健康診断のみ) 5 血圧の測定 6 貧血検査 7 肝機能検査 8 血中糖質検査 9 血糖検査 10 尿検査 11 心電図検査		1 基本健康診断 2 胃がん検診 3 子宮がん検診 4 肺がん検診 5 乳がん検診 6 大腸がん検診 7 歯周疾患検診 8 骨粗鬆症検診		
	本人確認	上記のとおり実施した健康診断について、当該健康診断に要した費用の全額(雇入時健康診断、定期健康診断)または半額以上(人間ドック)を事業主が負担しました。また、労働局が当該健康診断を実施した機関に対して、実施の確認をすることについても同意します。 令和 年 月 日 (本人氏名)				
	⑤ 対象労働者が、健康診断制度を実施した事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族(民法(明治29年法律第89号)第725条第1号に規定する血族のうち3親等以内の者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族をいう。)に含まれるかどうか		④ 「有期雇用労働者等に延べ4人以上健康診断制度を実施した日」を含む月分の賃金を支給した日(第2面の「支給申請期間」をご参照ください。)		年 月 日	
⑤ 支給申請日において当該健康診断制度を継続して運用しているかどうか		○ している ○ していない				

⑥ 支給申請額

支給申請額 =

円

- 支給単価
- 中小企業 38万円
- 大企業 28万5,000円

※ 生産性要件に係る支給申請の場合

- 中小企業 48万円
- 大企業 36万円

使用者側代表等 確認

記載内容について間違いのないことを確認しました。また、労働局が当該健康診断を実施した機関に対して、実施の確認をすることについても同意します。

※ 記載内容に虚偽が発覚した場合、助成金の不正受給として事業所名公表や刑事告発等を行う場合がありますので、記載内容に誤りがないか、必ずご確認ください。申請代理人が不正受給に関与した場合や不正の事実を知っていて黙認した場合、申請代理人に返還の連帯債務を負っていただきます

令和 年 月 日 (事業主名)

令和 年 月 日 (代理人・事務代理者・提出代行者)

支給申請期間

健康診断制度を行った場合、「法定外の健康診断制度（※1）」を規定し、対象労働者に延べ4人以上実施した日（延べ4人以上実施した日がキャリアアップ計画書の確認を受けた日より前の場合にあつては、キャリアアップ計画書の確認を受けた日）を含む月分の賃金（時間外手当を含みます。）を支給した日（※2）の翌日から起算して2か月以内に申請してください。

- （※1）法定外の健康診断制度とは、次のいずれかの制度です。
 - ・事業主に実施が義務付けられていない有期雇用労働者等に雇入時健康診断もしくは定期健康診断を実施する制度
 - または
 - ・有期雇用労働者等に人間ドックを実施する制度
- （※2）就業規則等の規定により、時間外手当を実績に応じ基本給等とは別に翌月等に支給している場合、6か月分の時間外手当が支給される日を賃金を支給した日とします（時間外勤務の実績がなく、結果として支給がない場合を含みます。）。

記入上の注意

この様式は、次の点に注意して記入してください。

- 1 ①欄は「法定外の健康診断制度」を規定した年月日を記入してください。
- 2 ②欄は対象労働者について記入し、実施した健康診断の種類及び受診項目を○で囲んでください。
また、すべての欄を記入した後に、事業主が健康診断に係る費用の全額（雇入時健康診断及び定期健康診断）または半額以上（人間ドック）を負担していることを確認するために、対象労働者本人が氏名を記載してください。
- 3 ③欄は、対象労働者が、健康診断制度を実施した事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条第1号に規定する血族のうち3親等以内の者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族をいう。）に含まれるかどうかについて記入してください。
- 4 ④欄は支給申請額およびそれに関する事項等について記入してください。

添付書類

健康診断制度の支給申請を行う場合は、支給申請書（様式第3号）および本様式（別添様式3）に、次の書類（**原本または写し**）を添付してください。

- 1 共通
 - イ 支給要件確認申立書
 - ロ 支払方法・受取人住所届
 - ハ 管轄労働局長の認定を受けたキャリアアップ計画書
 - ニ 健康診断制度が規定されている労働協約または就業規則および健康診断制度が規定される前の労働協約または就業規則（常時10人未満の労働者を使用する事業主が健康診断制度を規定する前の労働協約または就業規則を作成していなかった場合にあつてはその旨を記載した申立書）
 - ホ 対象労働者が健康診断を実施したことおよび実施日が確認できる書類（実施機関の領収書や健康診断結果等（人間ドック受診に当たっては、受診項目の分かる書類）
 - ヘ 対象労働者の雇用契約書または労働条件通知書等（船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書面を含みます。）
 - ト 対象労働者の賃金台帳または船員法第58条の2に定める報酬支払簿（対象労働者の健康診断実施日を含む月分）
- 2 中小企業事業主である場合
 - イ 企業の資本の額または出資の総額により中小企業事業主に該当する場合
登記事項証明書、資本の額または出資の総額を記載した書類等
 - ロ 企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合
事業所確認表（様式第4号）

なお、中小企業の範囲は下表のとおりです。

小売業（飲食店を含む）	資本額又は出資額が5,000万円以下、または常時雇用する労働者の数が50人以下
サービス業	〃 5,000万円以下、または 〃 100人以下
卸売業	〃 1億円以下、または 〃 100人以下
その他	〃 3億円以下、または 〃 300人以下

- 3 生産性要件に係る支給申請である場合
生産性要件算定シート（共通要領 様式第2号）および算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）

申請に当たっての留意点

- イ 当該コースにつきましては、1事業所当たり1回のみでの支給申請となりますので留意ください。
- ロ 助成金の支給に当たっては各種要件がありますので、パンフレットをご覧ください、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。